

平成31年度予算

需要家側エネルギーリソースを活用した  
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

公募要領

※なお、この公募は、平成31年度予算の成立等を前提に募集の手続きをおこなうものです。

平成31年1月

経済産業省

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギーシステム課

# 「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」に係る補助事業者の公募について

平成31年1月30日  
経済産業省資源エネルギー庁  
新エネルギーシステム課

平成30年度予算「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」に係る補助事業者を公募します。

なお、この公募は、平成31年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助対象者の決定や予算の執行は、平成31年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

## 1. 通則

本事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びその他の法令、補助金交付要綱の定めにより、実施されるものです。

## 2. 目的

この補助金は、工場や家庭などが有するエネルギーリソース(蓄電池、発電設備、EVやデマンドリスポンス等)を、高度なエネルギーマネジメント技術により遠隔・統合制御し、あたかも一つの発電所(仮想発電所:バーチャルパワープラント)のように機能させることで、電力の需給調整に活用する実証等に要する経費に対して、民間団体等(以下「補助事業者」という。)が、当該経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助するものです。

## 3. 事業内容

### (1)バーチャルパワープラント構築実証事業

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラントの構築に向けた実証事業(間接補助事業)及びを国内において実施する者(間接補助事業者)に対して、補助金を交付し、また、それに付随して必要となる事務を行う事業です。(別添参照)

### (2)EVアグリゲーションによるV2G実証事業

EVと系統の間で電力を融通する技術(Vehicle to Grid: V2G)等に関する技術の検証等EVを活用した電力系統向けの需給調整サービスの実証事業を国内において実施する者(間接補助事業者)に対して、補助金を交付し、また、それに付随して必要となる事務を行う事業です。(別添参照)

#### 4. 事業スキーム



#### 5. 応募資格

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

- (1) 需要家側エネルギーリソース(蓄電池等)に関する知識を有し、当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。
- (2) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 当該補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- (5) 当該補助事業終了後、間接補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- (6) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

#### 6. 応募に必要な書類

以下の資料又はこれに準ずるもの(様式自由)を下記提出先まで持参又は郵送にて提出してください。

- (1) 企業・団体概要
- (2) 事業実施体制及び担当者レベルの専門性を示す説明書
- (3) 当該事業に関連した補助事業の実績を示す説明書
- (4) 直近の決算報告書等(経営基盤が確認できるもの)
- (5) 本事業を実施するに当たっての計画書及び財政計画書
- (6) 補助事業の要件(補助対象設備、補助対象経費等)に関する説明書
- (7) 間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法に関する説明書

- (8)事業の効果の把握及び評価に関する説明書
  - (9)その他必要な事項(事業実施上の機密情報の管理に関する説明書等)
  - (10)上記(1)～(9)の書類を収めた電子媒体(CD-ROM等)
- \* 応募書類は、A4サイズで両面印刷し、5部提出するものとする。

## 7. 公募期間

平成31年1月30日(水)～平成31年2月19日(火)12:00(郵送の場合は必着)

\* 採択予定者の決定については、平成31年2月下旬を予定。

## 8. 審査

### (1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

### (2) 審査の観点

提案書の審査は、下記の観点で相対的に評価します。

- ・当庁の方針に合致した事業目的・事業内容となっているか。
- ・本補助事業を遂行するために必要な実施体制が整うか。
- ・類似の補助事業の実績を有しているか。
- ・事業遂行のための経営基盤を有していると判断できるか。
- ・補助事業の実施スケジュールは妥当か。
- ・予算の執行方法が適切か。
- ・事業の効果の把握及び評価に関する検証の手法が適切か。
- ・事業実施に当たって得た機密情報について、実施者の利益を損なわないよう厳格に管理できるか。

## 9. その他

下記事項についてあらかじめご了承ください。

- (1) 受理した申請書等は返却しないこと。
- (2) 採択については、後日、資源エネルギー庁ホームページ等で公表することとし、個別の問い合わせについては応じないこと。
- (3) 契約の際に、事業内容、積算等について協議する場合があること。
- (4) 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ<sup>※1</sup>の取組を政府として推進すべく、補助事業者(執行団体等)が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)についても、法人インフォメーション<sup>※2</sup>に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者(執行団体等)は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

(※1)オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

(※2)法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

#### 10. 提出書類の送付先及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギーシステム課  
担当：佐久間・宝満  
電話 03-3580-2492  
FAX 03-3501-1365

## 補助事業要件

## 1. 補助事業

## (1) 事業予定額

- ①バーチャルパワープラント構築実証事業: 2, 250, 000千円
- ②EVアグリゲーションによるV2G実証事業: 628, 000千円
- ③業務管理費: 124, 000千円

(注) 事業予定額は、今後の平成31年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額である。

## (2) 補助対象経費の区分

## ①実証事業費

間接補助事業に対する補助経費

## ②業務管理費

労務費、説明会費、旅費、通信費、物品・図書・消耗品費、調査費、事務所維持費、賃借料、印刷費、謝金、その他事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費

## (3) 事業実施期間

交付決定日～2020年3月31日(原則、単年度事業)

## 2. 間接補助事業(予定)

## (1) 補助対象

国内において実施する、高度なエネルギーマネジメント技術を活用して需要家側エネルギーリソースを遠隔・統合制御するバーチャルパワープラント構築事業や、EVを活用した電力系統向けの需給調整サービス等の取組において、技術的・制度的課題を解決するための実証事業。

## (2) 補助対象経費

機械装置の導入費、人件費(研究員費)、調査旅費等、実証に必要な経費

## (3) 補助金額

定額または補助対象経費に補助率(1/2以内)を乗じた金額。ただし経費によっては上限あり。

## (4) 募集方法

公募により受付け